

申請に対する処分

処分名	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入りの許可
根拠法令	森林法第49条第1項
所管課	産業振興部農林振興課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人又は団体

森林所有者その他権限に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする又は団体

(2) 申請の方法

森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第25条各号に掲げる事項を記載した申請書2通を産業振興部農林振興課に提出する。

(3) 認可等の要件

森林施業に関する測量又は実地調査を行うために、一時的な他人の土地に立入りを行わなければならないと認められること。

2 標準処理時間

10日